

観参第1149号
令和2年3月12日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公印省略）

新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報の発出について
（韓国）

外務省は、韓国に以下の感染危険情報を発出しています。

【危険度】

●大邱（テグ）広域市及び慶尚北道慶山（キョンサン）市、安東（アンドン）市、永川（ヨンチョン）市、漆谷（チルゴク）郡、義城（ウィソン）郡、星州（ソンジュ）郡、清道（チョンド）郡及び軍威（グンウィ）郡

レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）

●その他の地域

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き上げ・一部継続）

つきましては、当該国や新型コロナウイルスに関する最新の関連情報を常に入手し、「企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方」を下に、同国へ渡航する場合には特別な注意を払い、万全の安全対策を徹底するとともに、当該レベル3の地域への渡航を含むツアーを企画・催行している貴都道府県登録の旅行業者に対しては、中止することを念頭に慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の感染危険情報を書面交付し、慎重な判断を行うことを働きかけるよう貴都道府県登録の旅行業者等に周知徹底願います。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ（韓国）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T045.html#ad-image-0

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方

http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf

お問い合わせ先 サイトマップ 日本語環境でない場合
文字サイズ変更



Facebook 友だち追加

国・地域別	目的別
ホーム	海外安全情報
ホーム > 危険情報詳細	海外旅行
	海外出張/ビジネス
	海外留学/海外修学旅行
	海外生活

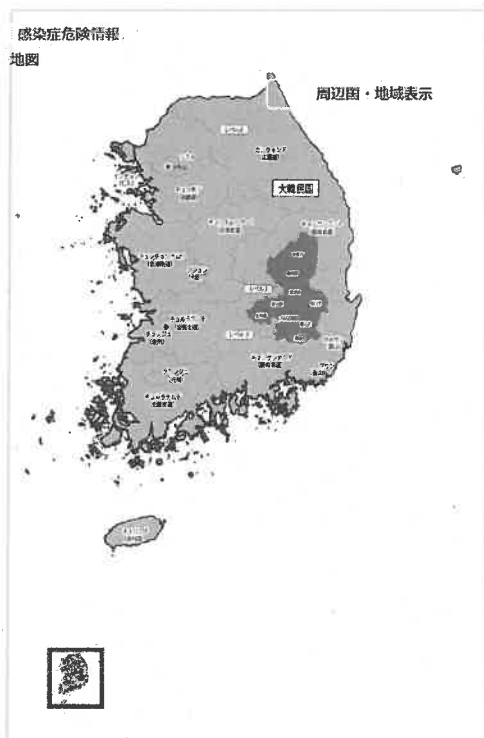
危険情報

本情報は2020年03月06日（日本時間）現在有効です。

韓国に対する感染症危険情報の発出（一部地域のレベル引き上げ）

「感染症危険情報」とは？

更新日 2020年03月05日



危険レベル・ポイント

- 大邱（テグ）広域市及び慶尚北道慶山（キョンサン）市、安東（アンドン）市、永川（ヨンチョン）市、漆谷（チルゴク）郡、義城（ウィソン）郡、星州（ソングジュ）郡、清道（チョンド）郡及び軍威（グンウィ）郡
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）
- その他の地域
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き上げ・一部継続）

感染がさらに拡大する可能性があるため、最新情報を入し、感染予防に努めてください。

詳細

- 1 我が国は、韓国における新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、3月4日までに、大邱広域市及び慶尚北道慶山（キョンサン）市、安東（アンドン）市、永川（ヨンチョン）市、漆谷（チルゴク）郡、義城（ウィソン）郡、星州（ソングジュ）郡、清道（チョンド）郡及び軍威（グンウィ）郡に対して感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）、慶尚北道（レベル3の地域を除く）に対して感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航自粛を勧告）、これら以外の韓国全土に対してレベル1（十分注意してください）を発出してきました。
- 2 こうした中、韓国全土においては、3月5日現在、5766人（保健福祉部発表）の感染者が確認されています。新規感染者は引き続き増加しており、1万人当たりの感染者数も高い状況が続いています。
- 3 各国は韓国に関する渡航中止勧告等を出してきており、例えば、2月29日、米国国務省は、韓国全土に対して渡航情報レベル3（渡航再検討）（ただし、大邱広域市はレベル4）を発出し、米国疫病予防管理センター（CDC）も、渡航情報レベル3（不要不急の渡航延期勧告）を発出しています。
- 4 このような状況も含め、様々な最新の状況を総合的に勘案し、感染症危険情報レベル3に該当する地域を除く韓国全土の感染症危険情報をレベル2（不要不急の渡航は止めてください）に引き上げます。
なお、大邱広域市及び慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、清道郡及び軍威郡に対する感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を継続します。

5 在留邦人及び渡航者の皆様におかれては、現地の状況が更に悪化する可能性も念頭に、最新情報の収集と、感染予防に万全を期してください。

【在留届及び「たびレジ」への登録のお願い】

海外渡航前には、万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○海外安全ホームページ：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

○在韓国日本国大使館

Twin Tree Tower A, 6, Yulgok-ro, Jongno-gu, Seoul, Republic of Korea

電話：(82-2) 2170-5200

Fax (82-2) 734-4528

https://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在濟州日本国総領事館

3351, 1100-ro, Jeju-si, Jeju-do, Republic of Korea

電話：(82-64) 710-9500

Fax: (82-64) 743-5885

https://www.jeju.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在釜山日本国総領事館

18, Gogwan-ro, Dong-gu, Busan, Republic of Korea

(釜山広域市東区古館路18)

電話：(82-51) 465-5101~6

Fax : (82-51) 464-1630

https://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

戻る